

○血液型判定用抗体基準

(平成六年六月二十四日)

(厚生省告示第二百四号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第一項の規定に基づき、血液型判定用抗体基準を次のように定め、血液型判定用血清基準(昭和五十年十月厚生省告示第二百八十七号)は、廃止する。ただし、平成六年十二月三十一日までに製造され、又は輸入される医薬品については、なお従前の例によることができる。

(「次のよう」略)